

令和 7・8 年度の競争参加資格（工事）の再認定について

中日本高速道路株式会社では、令和 8 年 7 月 1 日に経営事項審査の審査基準が改正されることに伴い、希望者に対して競争参加資格の再認定を実施します。

○実施概要

（１）再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき、令和 7・8 年度の競争参加資格（工事）の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書を取得した者は、希望により当該総合評価値通知書に基づき競争参加資格の再認定の申請を行うことができます。

＜経営事項審査の審査基準改正について＞（国土交通省 WEB サイト）

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

（２）再認定のスケジュール

下記の期間に再認定の申請を受け付けます。

原則として、毎月 15 日（休日の場合は翌営業日）までに受領した申請を翌月第 1 営業日に認定します。

受付期間
令和 7・8 年度の競争参加資格の場合 令和 8 年 8 月 3 日（月）～令和 8 年 12 月 16 日（月）

○再認定の申請に必要な書類

①競争参加資格審査申請書（建設工事）（様式 1－1、1－2）

②改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書の写し

③共同企業体等調書（様式 5）

（経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請する場合のみ）

⑦委任状（様式）

（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）

○再認定の申請に関する留意事項

（１）再認定の結果を受けた後に、希望工種区分の認定内容を従前の内容に戻すことはできません。また、再認定済みの希望工種区分の認定内容の変更はできませんので、申請にあたっては、申請内容を十分確認した上で行ってください。

（２）再認定の申請を行う場合は、一部の工種のみを選択して申請することはできません。既に認定を受けているすべての工種について、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき再認定を行います。

（３）工事の入札手続きに参加をしている者で、既に競争参加資格を「有」として通知されている者又は指名通知を受けている者であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級などが変わり入札参加条件を満たさなくなった場合は当該入札に参加する資格を失いますのでご注意ください。

- (4) 経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。同様に事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

○随時受付の申請に係る留意事項

随時申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和 4 年国土交通省告示第 827 号）による改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を使用することも可能です。

○申請方法及び問合せ先

(1) 申請方法

申請に必要な書類を PDF 形式で電子メールにより送付してください。

申請先メールアドレス：hacchushinsaka@c-nexco.co.jp

※申請時のメールの件名には【（再認定）令和 7・8 年度資格審査申請】と記載してください。

※申請書類は EXCEL 形式で 1 つのファイルにまとめてください。

※添付書類については PDF 形式にて送付してください。

※申請書類を受領した旨の返信は行いません。

(2) 問い合わせ先

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦 2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル

中日本高速道路株式会社

契約審査部 発注審査課（資格審査担当）

E-mail: hacchushinsaka@c-nexco.co.jp

（受付時間 平日 9：00～17:00）

以 上